

## 株式会社 SBI 新生銀行による 「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」 「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」 「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」 のグリーンボンド原則等への適合性に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社 SBI 新生銀行による「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」、「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」、「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」のグリーンボンド原則等への適合性に関し、第三者意見書を提出しました。

### <要約>

本第三者意見は、株式会社 SBI 新生銀行（同行）が、社会課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資及び事業に対するファイナンス施策を一層推進するために策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」、「新生ソーシャルファイナンス・フレームワーク」、「新生サステナビリティファイナンスフレームワーク」について、SBI 新生銀行への移行及び関連原則等の改訂を受けてフレームワークの変更を行ったことから、改めて以下の原則等（以下、総称して「関連原則類」）との適合性を確認したものである。

#### <関連原則類>

グリーンファイナンス	ソーシャルファイナンス	サステナビリティファイナンス
グリーンボンド原則	ソーシャルボンド原則	サステナビリティボンド・ガイドライン
グリーンローン原則	ソーシャルローン原則	
グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ガイドライン	ソーシャルボンドガイドライン	
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン		

JCR は 2020 年 5 月 12 日に同行（当時は株式会社新生銀行）が策定・公表したフレームワークに対して、関連原則類への適合性に関する第三者意見書を提出している。今般、同行は、2020 年 5 月以降に同行が実行した顧客向けのサステナビリティファイナンスの実績及び社内外の変化等を踏まえて、「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」、「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」、「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」（以下、個別に、又は総称して「本フレームワーク」）へ、フレームワークの名称と内容の一部について変更を行った。JCR は本フレームワークの変更を受けて、関連原則類との適合性を確認した。

上記の関連原則類は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境・社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記関連原則類に適合するファイナンスを実行するための投融資方針を定めたものではない。したがって、JCRは同行が関連原則類に示される4原則（1.資金用途、2.プロジェクトの評価と選定のプロセス、3.調達資金の管理、4.レポーティング）に準拠してファイナンスを実行するための適格クライテリアと体制整備、及び本フレームワークに基づき実行される個別ファイナンス（サステナビリティファイナンス等）への関連原則類への適合性を確認した。

この結果JCRは、本フレームワークで設定された適格基準は関連原則類で資金用途分類として認められた事業等を対象としていること、同行がサステナビリティファイナンス等の実施に際して適切な実施体制を整備していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：株式会社 SBI 新生銀行

「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」

「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」

「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」

2024年12月27日

株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約> .....	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的 .....	- 5 -
II. 第三者意見の評価項目 .....	- 6 -
III. SBI 新生銀行の本フレームワークにおける貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性 .....	- 7 -
1. SBI 新生銀行のサステナビリティ方針 .....	- 7 -
1-1. 評価の視点 .....	- 7 -
1-2. 評価対象の現状 .....	- 7 -
1-3. JCR の評価 .....	- 9 -
2. 適格クライテリアの設定 .....	- 9 -
2-1. JCR の評価の視点 .....	- 9 -
2-2. 評価対象の現状 .....	- 9 -
(1) グリーンファイナンス .....	- 9 -
(2) ソーシャルファイナンス .....	- 10 -
(3) サステナビリティファイナンス .....	- 11 -
(4) プロジェクトに係るネガティブな影響の確認及び緩和プロセス .....	- 11 -
2-3. JCR の評価 .....	- 13 -
3. 実施体制とプロセス .....	- 14 -
3-1. JCR の評価の視点 .....	- 14 -
3-2. 評価対象の現状 .....	- 14 -
3-3. JCR の評価 .....	- 16 -
IV. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性 .....	- 17 -
1. 関連原則類における要求事項への対応状況 .....	- 17 -
2. JCR による評価 .....	- 17 -
V. 結論 .....	- 18 -

## <要約>

本第三者意見は、株式会社 SBI 新生銀行（同行）が、社会課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資及び事業に対するファイナンス施策を一層推進するために策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」、「新生ソーシャルファイナンス・フレームワーク」、「新生サステナビリティファイナンスフレームワーク」について、SBI 新生銀行への移行及び関連原則等の改訂を受けてフレームワークの変更を行ったことから、改めて以下の原則等（以下、総称して「関連原則類」）との適合性を確認したものである。

### <関連原則類>

グリーンファイナンス	ソーシャルファイナンス	サステナビリティファイナンス
グリーンボンド原則 <sup>1</sup>	ソーシャルボンド原則 <sup>5</sup>	サステナビリティボンド・ガイドライン <sup>8</sup>
グリーンローン原則 <sup>2</sup>	ソーシャルローン原則 <sup>6</sup>	
グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ガイドライン <sup>3</sup>	ソーシャルボンドガイドライン <sup>7</sup>	
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン <sup>4</sup>		

JCR は 2020 年 5 月 12 日に同行（当時は株式会社新生銀行）が策定・公表したフレームワークに対して、関連原則類への適合性に関する第三者意見書を提出している。今般、同行は、2020 年 5 月以降に同行が実行した顧客向けのサステナビリティファイナンスの実績及び社内外の変化等を踏まえて、「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」、「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」、「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」（以下、個別に、又は総称して「本フレームワーク<sup>9</sup>」）へ、フレームワークの名称と内容の一部について変更を行った。JCR

<sup>1</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Green Bond Principles 2021"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

<sup>2</sup> Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"  
<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>3</sup> 環境省「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

<sup>4</sup> 環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

<sup>5</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Social Bond Principles 2023"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

<sup>6</sup> Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2023"  
<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

<sup>7</sup> 金融庁「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」  
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

<sup>8</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Sustainability Bond Guidelines 2021"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

<sup>9</sup> 本フレームワークにおける SBI 新生グループとは、SBI 新生銀行のほか、昭和リース株式会社、新生信託銀行株式会社、新生事業承継株式会社等を指す。

は本フレームワークの変更を受けて、関連原則類との適合性を確認した。

上記の関連原則類は、企業・組織等が資金調達をする際に、環境・社会面においてポジティブな成果をもたらすプロジェクトに用途を限定するための指針を示すものであって、金融機関や機関投資家等が、上記関連原則類に適合するファイナンスを実行するための投融资方針を定めたものではない。したがって、JCRは同行が関連原則類に示される4原則（1.資金用途、2.プロジェクトの評価と選定のプロセス、3.調達資金の管理、4.レポーティング）に準拠してファイナンスを実行するための適格クライテリアと体制整備、及び本フレームワークに基づき実行される個別ファイナンス（サステナビリティファイナンス等）への関連原則類への適合性を確認した。

この結果JCRは、本フレームワークで設定された適格基準は関連原則類で資金用途分類として認められた事業等を対象としていること、同行がサステナビリティファイナンス等の実施に際して適切な実施体制を整備していることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則類に適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、同行が策定した顧客向けのサステナビリティファイナンス等に係る投融資方針である 3 つのフレームワークについて、関連原則類への適合性を確認することを目的としている。本フレームワークは「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」「SBI 新生銀行グループサステナビリティファイナンス・フレームワーク」から構成される。

本フレームワークは、2020 年 5 月に株式会社新生銀行（当時）が策定した「新生グリーンファイナンス・フレームワーク」「新生ソーシャルファイナンス・フレームワーク」「新生サステナビリティファイナンス・フレームワーク」の名称及び内容の一部について、2020 年 5 月以降に同行が実行した顧客向けのサステナビリティファイナンスの実績及び社内外の変化等を踏まえ変更されたものである。

JCR は、本フレームワークの変更を受けて、以下の関連原則類への適合性を確認した。

グリーンファイナンス	ソーシャルファイナンス	サステナビリティファイナンス
グリーンボンド原則	ソーシャルボンド原則	サステナビリティボンド・ガイドライン
グリーンローン原則	ソーシャルローン原則	
グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ガイドライン	ソーシャルボンドガイドライン	
グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン		

本フレームワークは、同行が顧客に対して実行する資金用途を特定したファイナンスのうち、その資金用途がグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト、グリーン・ソーシャル両方を含むものを、それぞれグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティファイナンスとして、関連原則類で定められた 4 原則（1.資金用途、2.適格プロジェクトの選定基準とプロセス、3.調達資金の管理、4.レポートニング）を満たすための要件、及び当該要件を満たすファイナンスを同行が実行するための体制を定めたものである。

本フレームワークは、同行が社会課題に対してポジティブなインパクトをもたらす投融資及び事業に対するファイナンス施策を一層推進するために策定されており、当該施策の骨格ともいえるものである。また、本フレームワークにおけるファイナンスは、貸付金、私募債、受益権等を想定している。

## Ⅱ. 第三者意見の評価項目

今回の評価対象は、同行が 2020 年 5 月に策定（2024 年 12 月改定）した本フレームワークである。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

1. SBI 新生銀行の本フレームワークにおける貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性
  - 1-1. SBI 新生銀行のサステナビリティ方針
  - 1-2. 適格クライテリアの設定
  - 1-3. 実施体制とプロセス
2. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性



### Ⅲ. SBI 新生銀行の本フレームワークにおける貸出スキーム・実施体制の関連原則類への適合性

#### 1. SBI 新生銀行のサステナビリティ方針

##### 1-1. 評価の視点

本項では、同行のサステナビリティの取組みと方針について以下の点を評価する。

- 経営陣がサステナビリティへの取組みを経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。
- サステナビリティに係る方針、計画が策定され、サステナビリティに係る重要課題が認識・特定されているか。
- サステナビリティ経営におけるサステナブルファイナンス実行の意義が整理され、社内に周知されているか。

##### 1-2. 評価対象の現状

###### (1) 同行のサステナビリティ経営

同行は、銀行とノンバンクの機能を併せ持つハイブリッドな総合金融グループである SBI 新生銀行グループ<sup>10</sup>の中核企業で、2023 年 1 月に現在の商号に変更した。SBI グループ入り後も顧客中心主義を徹底し、顧客基盤・収益基盤の拡大に努め、SBI グループとしての一体化を大きく進展させている。

同行グループは、サステナビリティ経営として「事業を通じた環境・社会・お客さまへの長期的な貢献」と「SBI 新生銀行グループの持続的な成長」との好循環を目指している。

同行は、同行グループの機能を存分に活用して顧客の課題解決に取り組むことで、顧客の事業とそれを取り巻く環境・社会がより良いものとなり、そのことが同行グループの企業価値向上に繋がると考えている。同行はこれらを「グループサステナビリティ経営ポリシー」として、サステナビリティ経営における基本方針として定めている。本ポリシーは経営理念やサステナビリティ基本方針を前提とし、「SBI グループ・コンプライアンス行動規範」及び「SBI 新生銀行グループ行動憲章」の下位規定として位置付けられている。

###### (2) サステナビリティ推進体制

同行のサステナビリティ経営は、取締役会の監督のもと、グループ経営会議による意思決定によってなされている。グループサステナビリティ委員会を設置し、チーフサステナビリティオフィサー及びシニアサステナビリティオフィサーがそれぞれ委員長及び副委員長を務め、サステナビリティ経営に係る事項について調整、協議し、業務執行に反映させている。サステナビリティ委員会は取締役会及びグループ経営会議に対して定期報告を行うとともに、重要事項の付議を行っている。またグループ本社にサステナビリティ経営の企画・立案・推進を担うサステナビリティ&コミュニケーション統括部を設置するほか、グループ各社にサステナビリティ推進組織を設置し、推進を強化している。

<sup>10</sup> 同行、子会社 112 社（連結子会社 70 社、非連結子会社 42 社）及び関連会社 62 社により構成される。

また、同行はTCFDへの賛同、責任銀行原則、インパクト志向金融宣言への署名を行うなど、国内外のイニシアティブへの参画、賛同も行っている。

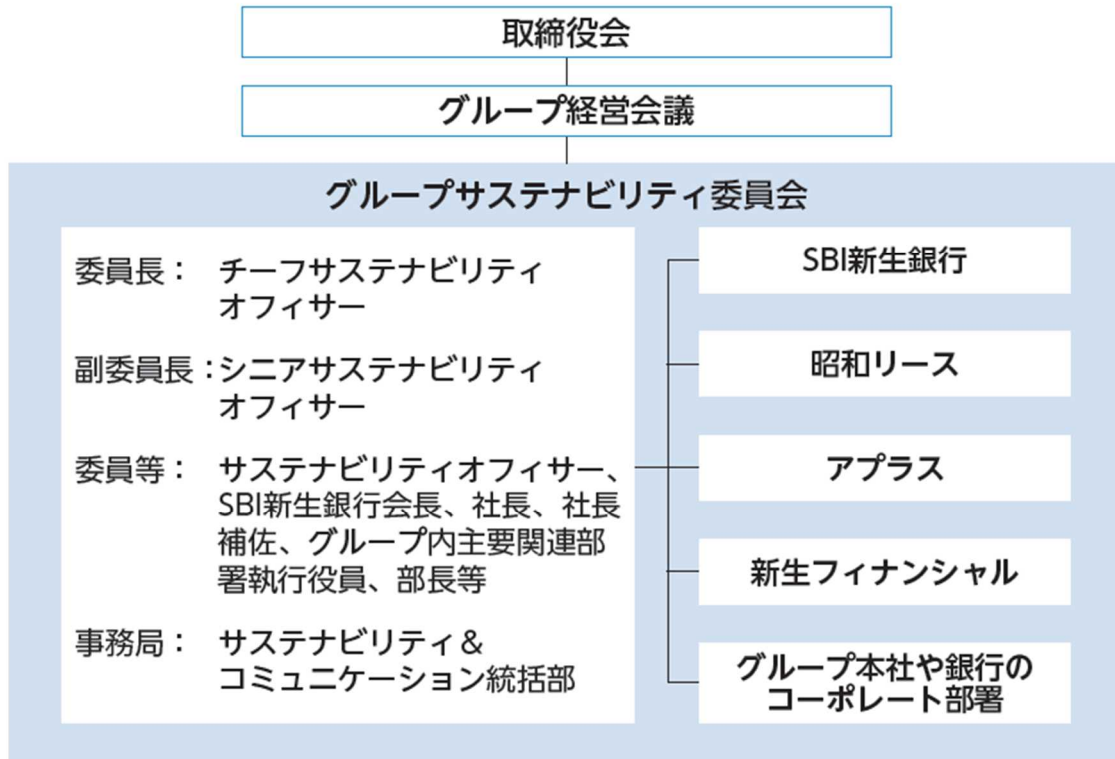


図 1 サステナビリティ経営推進体制<sup>11</sup>

### (3) サステナブルファイナンスへの取組み

同行は2020年2月にサステナブルインパクト評価室を新設し、同行内でサステナブルファイナンスの評価を行う体制を構築した。2030年度までにサステナブルファイナンスを累計5兆円組成という目標を掲げ、グリーンローン、ソーシャルローン、ポジティブ・インパクト・ファイナンスなどの組成に取組むほか、ヘルスケア領域へのリースやZEHファンド、住宅用ソーラーローンなど、グループ一体となってサステナブルファイナンスを積極的に推進している。

<sup>11</sup> 同行ウェブサイト

### 1-3. JCR の評価

#### JCRの評価

同行は SBI 新生銀行への移行に伴い、「グループサステナビリティ経営ポリシー」を改定し、SBI グループの理念・考え方を環境・社会課題への取組みに関する基本的な考え方と方向性を示している。

2022 年度から 2024 年度を対象期間とする中期経営計画において、基本戦略として「事業を通じたサステナビリティの実現」を掲げるとともに、「2030 年度までにサステナブルファイナンスを累計 5 兆円組成」という長期目標も掲げている。

以上から、JCR は同行が環境・社会課題解決に金融という側面から取り組むことを経営の重要課題の 1 つと捉えており、本フレームワークに基づいたファイナンスの実行は同行の経営戦略とも整合的であることを確認した。

## 2. 適格クライテリアの設定

### 2-1. JCR の評価の視点

本項では、同行が設定した適格クライテリアについて以下の点を評価する。

- 同行が、本ファイナンスの実行について明確な方針、プロセス及び資金が配分されるプロジェクトを決定するための明確な基準を有しているか。
- 同行内部の環境関連部署などの専門的知見を有している部署や外部機関が、プロセスに関与しているか。
- 同行が、外部の専門家に意見を求めることにより、自らのグリーンプロジェクト及び環境方針を検証しているか。

### 2-2. 評価対象の現状

#### (1) グリーンファイナンス

同行は本フレームワークのもとでファイナンスの対象となるプロジェクトを、資金使途が以下の〈適格クライテリア〉を満たすプロジェクト（適格プロジェクト）と定めている。さらに、借入人及びプロジェクトのスポンサーが特定の環境課題への対処又は軽減を目指すものであることが望ましいとしている。適格性の判断に際しては、関連原則類及び市場基準との整合性を取ることとし、明確な環境改善効果が認められることを前提とする。

#### 〈適格クライテリア〉

明確な環境改善効果が認められるプロジェクトであることを前提とし、かつ/又は資金使途が予め当行が定めた適格プロジェクトの分類のいずれかに該当し、かつ、サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室（以下「サステナブルインパクト評価室」という。）が策定する付属書で定める適格クライテリアがあるときは、当該適格クライテリアを満たすプロジェクトでなければならない。<sup>12</sup>

<sup>12</sup> 同行フレームワーク

## (2) ソーシャルファイナンス

同行は、本フレームワークの対象となるプロジェクトを、資金使途が以下の〈適格クライテリア〉を満たすプロジェクト（適格プロジェクト）と定めている。さらに、借入人及びプロジェクトのスポンサーが特定の社会課題への対処又は軽減を目指すものであることが望ましいとしている。適格性の判断に際しては、関連原則類との整合性を取ることにし、日本の個別状況を勘案した上で明確な社会的便益が認められることを前提とする。

### 〈適格クライテリア〉

社会的インパクトの実現につながっていることを前提とし、次の①及び②のいずれか又は両方を満たすプロジェクトであること。

①：資金使途が次の表で示す適格プロジェクトの社会的インパクトの分類のいずれかに該当し、かつ、サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室（以下「サステナブルインパクト評価室」という。）が策定する付属書で定める適格クライテリアがあるときは、当該適格クライテリアを満たすプロジェクトであること。

②：ある一定の対象となる人々に対するポジティブなアウトカムの達成を追求するプロジェクトであること。<sup>13</sup>

同行は本フレームワークにおける適格プロジェクトへの該当性を判断するに当たり、次の i) 及び ii) までを確認する。

#### i) プロジェクトの内容

本フレームワークの資金使途の対象となりうるプロジェクトについて、プロジェクトの詳細にかかる情報開示を受け、①プロジェクトの詳細（立地及び規模を含む基本的な性質及び特徴）、②プロジェクトの対象となる人々及びプロジェクトがもたらす便益の直接的又は間接的な裨益者、③プロジェクトの目的（プロジェクトが対処又は軽減を目指す社会的課題）を確認する。

適格プロジェクトの条件への該当性の判断に際しては、プロジェクトの対象となる人々が、大多数である他者との比較において社会的に不利な立場にある人、基本的サービスを十分に受けられていない人等であるかを検討する。適格プロジェクトとしての「対象となる人々」の妥当性は、ソーシャルローン原則、金融庁ソーシャルボンドガイドライン等の例示を参考にするが、社会的に不利な立場にある人及び基本的サービスを十分に受けられていない人々の定義はそれぞれの国又は地域の文脈によって異なることから、プロジェクトが対象とする国又は地域の社会的・経済的状況の実態を考慮し妥当性を確認するものとする。

#### ii) 社会課題との整合性及び社会的インパクトの評価

適格クライテリアの条件への該当性の判断に当たっては、対象プロジェクトの影響が

<sup>13</sup> 同行フレームワーク

及ぶ社会における社会課題認識を確認し、それとの整合性を確認することとする。

対象プロジェクトが、目指す社会的インパクトの実現につながっているかを評価するために、アウトプット及びアウトカムを含めたインパクトパスについてロジックモデルを用いて確認する。この社会的インパクトは可能な限り定量的に評価することを求め、その評価方法が妥当であるかを確認する。

社会課題を確認するために参照する資料の例としては、国連「持続的な開発目標 (SDGs)」等の国際的に合意された目標、内閣府「SDGs アクションプラン」等の SDGs に関連する日本政府の施策及びその他官公庁が掲げる各種社会課題に関する施策等が挙げられる。なお、社会課題は社会・経済構造等の環境によって変化するため、社会課題認識及び求められる社会的インパクトを確認するに当たっては、常に最新の情報を参照することとする。

### (3) サステナビリティファイナンス

本フレームワークの対象となるプロジェクトは、資金使途が、別に定めている社内規程「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」に定める適格プロジェクトの条件を満たすプロジェクト及び社内規程「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」に定める適格プロジェクトの条件を満たすプロジェクトの両方に充当されるものとする。

### (4) プロジェクトに係るネガティブな影響の確認及び緩和プロセス

同行は、適格プロジェクトが有する潜在的に重大な環境・社会的リスクの有無を評価することとし、潜在的に重大なリスクがあるときは適切な緩和策を講じ、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の社会課題解決・緩和の効果）と比べ過大でないことについて個別に評価する。

環境・社会に対する潜在的リスクの評価においては、原則として社内規程「責任ある投融資に向けた取組方針」及び赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスに準じて、金融庁等の官公庁から発行される各種ガイドライン並びに官公庁及び公的機関が定める各種社会課題に関する施策及び指針等を踏まえ、必要なレビュー及びデューデリジェンスを行うことで、ネガティブな影響の評価項目を特定している。環境・社会的リスクの評価に当たり、客観的な評価が必要と判断するときは、必要に応じ、知見を有する外部専門家に照会し、判断材料とする。

#### (a) 赤道原則適用対象案件

社内規程「赤道原則に係る運用手続」に則り、赤道原則に準拠していることを確認する。

#### (b) 赤道原則適用対象外案件

社内規程「赤道原則に係る運用手続」において、サステナブルインパクト推進部サステナブルインパクト評価室が環境・社会的リスク評価に使用する「適用チェックリスト」

及び「業種別チェックリスト」を用いて、潜在的リスク及びリスク緩和策の適切性を評価する。

ただし、適格プロジェクトの性質から、潜在的なリスクの程度が低いと想定されるとき、又はプロジェクトに対する赤道原則に即した環境・社会的リスクが実務上困難なときは、赤道原則に即した社内の環境・社会的リスク評価プロセスを行わず、特定された環境・社会リスクを中心に借入人、スポンサー、適格プロジェクトを運営するアセットマネージャー等の環境・社会リスクマネジメント体制、デューデリジェンス体制等を確認することとする。

(c)社内規程「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引に該当する案件

サステナブルインパクト評価室が適格プロジェクトの環境及び社会に配慮した取組みの実施状況を確認する。

上記に加えて、適格プロジェクトが追求するインパクト領域に関わりうるプロジェクト自体において、又は借入人若しくはスポンサーの不祥事等のインシデントが発生しているときは、サステナブルインパクト評価室は当該インシデント及びこれに関連する適格プロジェクトの環境社会マネジメント体制に対する評価を、本フレームワークとの適合性判断に勘案することとする。

さらに、同行は「グループサステナビリティ経営ポリシー」の下位規定として、表1のとおり「責任ある投融資に向けた取組方針」内に除外リストを策定しており、ファイナンス対象のプロジェクトが上記の適格クライテリアを満たすものであっても、同方針に該当する事業者については対象としない。

表1 セクター横断で投融資を禁止する事業<sup>13</sup>

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・反社会的勢力が関係する企業や事業に対する一切の取引</li> <li>・法令に違反する、または違法行為若しくは脱法行為を目的とする事業</li> <li>・公序良俗に反する事業</li> <li>・ラムサール条約指定湿地への負の影響を与える事業</li> <li>・ユネスコ指定世界遺産へ負の影響を与える事業（現地政府及びユネスコから事前同意が得られている場合を除きます）</li> <li>・ワシントン条約に違反する事業（各国の留保事項には十分に配慮します）</li> <li>・人身売買等の人権侵害への加担、児童労働、強制労働への関与が認められる事業</li> <li>・クラスター弾や対人地雷等の非人道的な兵器、化学兵器、生物兵器の開発や製造を行う企業、及び核兵器の開発や製造を行う事業</li> </ul> |
|---|

<sup>13</sup> 同行ウェブサイト

## 2-3. JCR の評価

### JCRの評価

グリーンファイナンスに係る適格クライテリアは、関連原則類及び市場基準との整合性が留意されており適切である。個別の資金使途についても適格性の基準が定められており、ファイナンスによって調達される資金がどのようなプロジェクトに充当され、環境改善効果がどの程度であるかを同行が確認する体制が整備されていることを JCR は確認した。

ソーシャルファイナンスに係る適格クライテリアは、関連原則類に則して資金使途が以下の適格クライテリアの両方又はいずれか一方を満たすものを対象としている。

- ① プロジェクトそのものが特定の社会課題への対処や軽減を目指すものであること
- ② プロジェクトがある一定の対象となる人々、また社会にとってポジティブな社会的成果の達成を追求するものであること

本フレームワークは、個別の資金使途についても適格性の基準が定められており、いずれも明確な社会的便益が認められることが前提とされている。

サステナビリティファイナンスに関して、サステナビリティボンド・ガイドラインでは、サステナビリティボンドの定義を「その手取り金の全額がグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方の融資又は再融資に充てられる債券」としている。同行のサステナビリティファイナンスの資金使途は全体で「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」及び「SBI 新生銀行グループソーシャルファイナンス・フレームワーク」両方に定める適格クライテリアを充足するプロジェクトを対象としている。よって、JCR は同行のサステナビリティファイナンスに係る適格クライテリアはサステナビリティボンド・ガイドラインと整合的であると評価している。

ネガティブな影響の精査は、赤道原則等及び関連原則類を参照しながら行われることとなっている。また必要に応じて外部専門家による評価を参照し、リスクの査定を行っている。これより JCR は、同行がサステナビリティファイナンス等の実行に際し、適切な基準を参照し、適切な手続きを経てリスクの精査が行われ、環境改善効果及び/又は社会貢献効果を上回るような環境・社会面におけるネガティブな影響がないことを確認していると、評価している。

また、同行は社内規程「責任ある投融資に向けた取組方針」の中で、投融資を行わない事業を示している。JCR は、本フレームワークに定められたプロセスによって、同行が定めた除外リストの事業において特定する環境・社会的リスクを排除することができ、より環境改善効果及び/又は社会的便益に貢献するプロジェクトを選定することが可能であると評価している。

### 3.実施体制とプロセス

#### 3-1. JCR の評価の視点

本項では、同行が設定した適格クライテリアについて以下の点を評価する。

- サステナブルファイナンス対象プロジェクトの選定関与者が明確に定められているか。
- 個々のプロジェクトのグリーン/ソーシャル適格性が専門部署によって評価、確認されているか。
- グリーンプロジェクトが環境改善効果とネガティブな影響の両方を与える場合、同行によりそのネガティブな影響の回避策または管理・緩和策がとられていることを確認するプロセスを有しているか。
- 同行の取引先がグリーンローンを通じて実現しようとするサステナビリティ目標、調達資金の充当対象とするプロジェクトが環境面での目標に合致すると判断するための基準（クライテリア）、及びその判断を行う際のプロセスが妥当であるか。

#### 3-2. 評価対象の現状

##### (1) プロジェクトの選定関与者

機能	部署名	プロセスにおける役割
フロント関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補プロジェクトの選定</li> <li>・借入人窓口として、必要な情報の入手及びサステナビリティ戦略等に係る対話の実施</li> <li>・プロジェクトに係る期中モニタリング及び借入人との対話</li> </ul>
審査関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイナンスの審査の実施</li> </ul>
専門部署	サステナブルインパクト推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント関連部署へのアドバイスの提供</li> <li>・サステナビリティ戦略等に係る対話の実施</li> </ul>
	サステナブルインパクト評価室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトのグリーン性又は/及びソーシャル性の判断</li> <li>・本フレームワーク又は/及びグリーンボンド原則等への準拠の確認</li> <li>・プロジェクトの環境・社会リスク評価</li> <li>・サステナビリティ戦略等に係る対話の実施</li> <li>・本フレームワークの見直し</li> </ul>
企画関連部署	(対外非公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内規程「グループサステナビリティ経営ポリシー」及び社内規程「責任ある投融資に向けた取組方針」の見直し</li> </ul>

##### (2) プロジェクト選定プロセス

同行は、プロジェクトの選定に際し以下の手順に関する詳細と担当部署を定めている。

- ・プロジェクトのグリーン性及び/又はソーシャル性に係る判断を行うプロセス
- ・本フレームワーク及び関連原則類への準拠性を確認するプロセス



- ・プロジェクトの環境・社会的リスク評価に係るプロセス
- ・ファイナンスの信用リスクの観点からの審査を行うプロセス
- ・最終的にファイナンスを決定（承認）するプロセス

(3) 審査にあたっての必須条件

同行では、本フレームワークに則り実行されるファイナンスについて、関連原則類に準拠することを目途として、必須条件を定めている。また、当該必須条件が満たされているか否かについて、複数の部署が確認・承認するプロセスを構築している。

### 3-3. JCR の評価

#### JCRの評価

同行がサステナビリティファイナンス等を実施する際の業務分掌は、上記プロセスに対応し、フロント関連部署、審査関連部署、専門部署、企画関連部署に分かれている。

顧客対応を担うフロント関連部署は借入人の窓口機能を担っており、サステナビリティファイナンス等の適格性判断に必要な諸条件に係る借入人との対話を行い、サステナビリティファイナンス等の資金使途の対象となるプロジェクトの選定を行う。その際、サステナブルインパクト推進部は、フロント関連部署が候補として選定したプロジェクトに対して本フレームワークの観点からアドバイスを提供する。

サステナブルインパクト評価室は専門の担当者で構成され、外部評価を含むサステナブルファイナンスの評価部署となっており、適合性に係る知見を備えている。サステナブルインパクト評価室は必要に応じて外部専門家への照会を行いながらプロジェクトのグリーン性及び/又はソーシャル性の適格性を判断するほか、関連原則類及び本フレームワークへの適合性についてはサステナブルインパクト評価室員のみで構成される評価会議において最終判断される。

フロント関連部署に対するけん制機能を果たす観点から、ファイナンスの審査は審査関連部門の各部によって行われ、グリーン性及び/又はソーシャル性の評価全般は、サステナブルインパクト評価室において実施される。サステナブルインパクト評価室は、サステナブルインパクト推進部の内室であるが、フロント関連部署をはじめとする同行内の各部署から独立して業務を行うことができる仕組みが整えられている。JCR は、同行内において専門的知見を有する部署が適切にプロセスに関与すること、並びにグリーン性及び/又はソーシャル性を評価する部署がアドバイスを行う部署やフロント関連部署から独立していることなどから、適切な業務分掌であると評価している。

選定プロセスは、借入人との対話による本ファイナンスの一次評価から、当該ファイナンスの与信審査、グリーン性等の適合性に係る審査を経て、最終的なファイナンスの決定までが定められている。

一次評価は、借入人と対話するフロント関連部署が行い、サステナブルインパクト推進部がこれを支援する。同行内でのグリーン性等の適合性評価はサステナブルインパクト評価室が行うが、プロジェクトの適合性、若しくはリスクの評価が困難な場合等は社外の専門家を活用することが明記されており、適切に評価を行う仕組みが確保されていると判断される。

サステナビリティファイナンス等の実行に係る最終決裁は、当該ファイナンスに係る条件に応じた所定の決裁権限者が決定することとなっている。

以上より、本項で定められた選定関与者及びプロセスは適切であると JCR は評価している。

#### IV. 個別ファイナンスの関連原則類への適合性

##### 1. 関連原則類における要求事項への対応状況

原則	同行の対応
調達資金の用途	Ⅲで確認した通り、同行はサステナビリティファイナンス等の実施に際し、適格クライテリア、ネガティブな影響をもたらさうる事項への対応策、除外リストを設け、環境・社会改善効果のあるプロジェクトに限定している。
プロジェクトの評価と選定のプロセス	同行は、取引先に対してサステナビリティファイナンス等を実行する際、関連原則類が求める選定基準とプロセスに係る事項を適切に満たしているかどうかを確認する体制を構築している。
調達資金の管理	サステナビリティファイナンス等の実行前に、充当計画、追跡管理方法について確認・合意することが必須とされている。 調達資金の全額を適格プロジェクトに充当することについて、借入人との貸付契約等において手当を行うこととしている。
レポートイング	資金調達前に、レポートイングの頻度と内容について予め取引先と合意し、確約事項としている。 予め定めたプロジェクトの環境・社会改善効果について借入人は同行に対して年 1 回報告する体制となっていることを確認する。

##### 2. JCR による評価

JCRの評価
JCR は、同行が行うサステナビリティファイナンス等について、関連原則類に適合した形で実行されるために必要な事項が予め本フレームワークに定められていることから、本フレームワークに基づき実行されるサステナビリティファイナンス等は、関連原則類に適合していると評価している。

## V. 結論

以上の考察から、本フレームワークが関連原則類と適合しており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスも同様に関連原則類に適合していることを JCR は確認した。

(担当) 菊池 理恵子・望月 幸美

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、SBI 新生銀行がフレームワークで定められたグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス及びサステナビリティファイナンスに係る方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。

また、本第三者意見書は、2 に記載する国際原則類への評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、ICMA、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・グリーンボンド原則
- ・グリーンローン原則
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ソーシャルボンド原則
- ・ソーシャルローン原則
- ・ソーシャルボンドガイドライン
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本フレームワークの事業主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるフレームワークにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル